

総 税 企 第 18 号  
令 和 3 年 2 月 2 日

各 道 府 県 総 務 部 長  
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局企画課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者に対する  
猶予制度の周知について

「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」(令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知)において、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対して、柔軟かつ適切な対応をお願いしているところです。徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等や新たに徴収の猶予等の対象となり得る納税者等に対し、猶予制度の活用等について、各地方団体においても制度の周知・広報に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

つきましては、別紙のとおり、地方税におけるリーフレット例を作成しましたので、適宜加工の上、納税者等への案内、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにご活用ください。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課  
担当：金谷係長、沼田事務官  
電 話：03-5253-5658  
F A X：03-5253-5659